

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

現代移民の多様性：  
「中国帰国者」をめぐる包摂と排除：  
国籍と戸籍に注目して

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 南, 誠 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00001172">https://doi.org/10.15021/00001172</a>

## 「中国帰国者」をめぐる包摂と排除

—国籍と戸籍に注目して—

南 誠 (本名: 梁<sup>りょう</sup> 雪江<sup>せつこう</sup>)

### 1. はじめに

本稿の研究対象である「中国帰国者」(以下「」をとる)とは日中国交が回復した1972年以後、日本へ永住(帰国)・定住するようになった「中国残留日本人」<sup>1)</sup>(以下残留日本人)やその家族を指している。一方の残留日本人とは1930年代以後に、中国大陸(主に当時の「満洲国」)へ渡り、戦後長い間中国で「残留」し、1972年の日中国交回復を契機に日本へ永住帰国した人びとである。後に論じるように、彼(女)らは1981年以後の政策等によって、13歳を境に「中国残留孤児」(以下残留孤児)と「中国残留邦人」に区分されている。後者の殆どが女性であるため、「中国残留婦人」(以下残留婦人)と呼ばれている。

これまで、残留日本人が中国で「残留」を余儀なくされた邦人として捉えられ、その帰国促進や自立・定着支援をめぐる「救済のパラダイム」が日本社会に根強く存在している。その「救済のパラダイム」では、残留日本人の「日本人性」の再構築(復原)や中国帰国者の「日本人」への同化(日本社会への適応)が最重要課題とされてきた。これはかつての戦争被害者、国家によって遺棄された民(棄民)という犠牲者を救済する善意的な行為であることは誰もが否定できない事実である。しかし、そこから残留日本人の言説と中国帰国者をめぐる差別構造の構築と再生産といった意図せざる結果を生じさせていることも看過できない。日本人性の再構築ないし日本人への同化を目標とすること自体が本質的な「日本人」観や非「日本人」的なまなざしを前提にしているため、既に他者化の力を包含してしまっている。このような包摂と排除が混ざり合う他者化の力によって、中国帰国者らは客体として扱われ、その言説と差別構造が構築・再生産されてきたのである。

「日本人だと自称する」一方、「文化的表象は中国的である」中国帰国者は、政治的には日本人(あるいは日系人)という枠組みで括られる一方、社会的には中国人あるいは日中の混合と把握されがちである。このような中国帰国者は政治や社会の複数の視線によって位置づけられ、その空間で物語が創造され、社会的表象と語りが局限されている。彼(女)らの生活世界を捉えるにはまずこのような構造的要因から検討すべきであろう。そのために、中国帰国者をめぐる包摂と排除のメカニズムを歴史的視点から解明することが必要であり、それは日本社会で生活する他のマイノリティ・グループを規定する構造的要因とも通じる課題である。この観点に立って、本稿は筆者

のこれまでの研究を踏まえつつ、日中両国の脱植民地化や新国民国家の再建過程及びそれを取り巻く国際情勢が錯綜する中で変遷していく残留日本人や中国帰国者の法的地位——国籍と戸籍——を手がかりに考察する。

本論に入る前、まず国籍制度について少し触れておきたい<sup>2)</sup>。近代の国民国家にとって、領土・主権・国民は必要不可欠の要件である。その国民を創造する主権システムの基本的要素の一つに国籍制度がある。主権国家は国籍制度を用いて、特定の人々を国民として包摂しながら国民を統合していく。同時に、この包摂の過程は逸脱する人々を排除し、マイノリティ化していく過程でもある。このような国籍制度には権力の二重機能——法制機能と産出機能——(バトラー 2004: 21) が生まれ、その権力関係の中で個人が法的に位置付けられ、さらにその位置性をめぐる様々な折衝によって、個人のアイデンティティが社会的に構築されていく。一方、個人が国籍を持つのは基本的人権であり、国籍制度には空間的な制限がなく、国民が外国にいる場合でも国籍によって授与される権利を享受することが可能である。国籍によって授与される権利とは、対外的には出入国の自由や外交上の保護などの国際社会における個人の地位を、対内的には市民的・社会的諸権利及び国政参政権までを含む包括的市民権がある。このような国籍制度は残留日本人の出入国などの権利を大きく制限していた。それがゆえに、1970年代以後の残留日本人の救済パラダイムの中で、国籍がしばしば問題視されたのである<sup>3)</sup>。

残留日本人と密接な関係を持つ国民国家としての日本を考えた場合、国籍以前に戸籍制度が存在していた。1871年に成立した戸籍制度が戸という社会構造の最小単位である家族を管理することによって「対内的日本人」を創造し、日本独自の国民化装置であった。1899年、国籍法が成立してからも戸籍制度は依然としてその機能を失っていない。というより、血統主義重視の国民化制度においては、戸籍制度が必要不可欠であった。日本は対外的には国籍、対内的には戸籍という二層構造をもって国民化を試みた。両方の籍を持つ人のみが真の日本人とされ、対内的にも対外的にもそれに伴って付与される権利を享受することができる。この二層構造によって、大日本帝国時代では、朝鮮半島の人々が対外的には国籍によって包摂される一方、対内的には戸籍によって排除されていった。大日本帝国崩壊後、帝国臣民から日本国民へと国民概念が変遷していくのに随って、戸籍制度によって外地籍を持つ朝鮮人や台湾人の国籍が剥奪され、排除されていったのである(尹 1997; 小熊 1998)。このように、戸籍と国籍の二層構造型は日本という国民国家形成の中において、国民化の装置として重要な役割を果たしている。それは自然的なものではなく、社会的に構築された物であり、行政によって恣意的に解釈しうる余地を持っていた(尹 1997: 100)。このような制度的構造の中で、中国帰国者らが排除・包摂されていったのである。

## 2. 国民統合と「未帰還者」政策

残留日本人とは戦後の日本という時空間の中で、引揚者との分岐で形成されたのである。日本の敗戦と同時に満洲国が崩壊し、その住民は新たな空間へとそれぞれ包摂されるようになった。脱植民地化に伴って境界線が変更されると同時に、新国民国家や国民も想像されていった。このような空間の中で、未帰還者を「日本国民」へと包摂する作業を通じて新たな境界線が引かれ、排除された人々が残留日本人となったのである。新たに引かれた境界線はいかなる法的根拠によって正当化されたのだろうか。以下は満洲国時代から検討し始める。

満洲国は法的観点から言えば、国民なき複合民族（兵營）国家（山室 2006: 298）であった。満洲国では二重国籍を前提とする国籍法が立案されたが、治外法権との関連や朝鮮人を日本帝国臣民として扱っていた朝鮮政策との整合性の問題で実施されるに至らなかった（浅野 1999）。その代わりに、日本人と朝鮮人の日本帝国臣民の二重身分を認める「暫行民籍法」が1940年10月に施行されたのである<sup>4)</sup>。同法律によれば、満洲国に渡った日本人移民は日本国籍を保持したまま、二重民籍（戸籍）——日本と満洲——登録をしていたと考えられる。この特権的な二重帰属身分が当時の満洲国の日本人を主とする五族協同社会の理想と併せて、日本帝国臣民としての満洲移民の社会的位置性を構築した。この位置性は満洲国時代の満洲開拓移民団という閉鎖的な集団において問題なく維持されるが、満洲国崩壊後の外部との接触や日本への帰還を通じて変容せざるを得なくなったのである。

1945年8月9日に始まったソ連軍の侵攻によって、満洲国は無政府無秩序状態に陥っていた。このような状況下で、植民者としての日本人の現地での居住維持は困難であった。8月11日、軍は満洲国、武部総務長官を通じて在留邦人の自主疎開を命じた（佐久間 1997: 11）ため、殆どの日本人が居住地を離れた。その土地には直ちに現地の人々が入っていった。自主疎開の後、日本への帰還の目処も立たないために、元の居住地に戻った人も多くいたが、しかし財産や植民者としての特権を失った彼（女）らは生き延びるために現地の人に頼らざるを得なくなった。また外部との接触を通じて、多くの人が満洲国の傀儡性や侵略性を知り、中国人との地位の逆転や周囲からの「敗戦国民」「侵略者」のまなざしによって、従来の位置性は維持できなくなったのである。

これらの日本人に対する当時の中国政府の政策は次のようになる。1947年10月28日の国民党内政部の「日本人入籍処理辦法」<sup>5)</sup>によれば、日本人であって、在華日本軍占領区域で中華民国の国籍に入った者は内政部の許可を経なければ、全て無効（第二条）になる。日本人の女子で中国人の妻となったものは中国国籍法の規定により、中華民国国籍の取得を申請しなければならない（第三条）としながらも、国籍法におけ

る外国人の中国帰化の申請に関する規定を日本人に対して暫時その適用を停止する(第四条)、と定められていた。同法は改正されないまま、国民党が敗退し、1949年10月1日、共産党の中華人民共和国が成立した。共産党は建国以前の土地改革運動の中で、現地の家に入った日本人に対しても中国人同様の政策が採られていた<sup>6)</sup>が、明確な政策を打ち出していなかった。

一方、日本政府は当初、海外にいる軍隊や邦人に対して「内地の食糧事情と思想経済事情」や「生命財産の保護」(9月24日の各省次官会議)という理由で土着方針を採ろうとしていた。その後、連合国軍との関係で「引揚事業」を行うようになり、引揚事業で帰還した人たちは引揚者と呼ばれている。引揚者にとっての引揚は「強制された移住」であり、その移住によって海外での全財産等を失ったのである。戦後、引揚者たちは引揚事業促進運動とともに、他の戦争犠牲者と異なる国家的社会的処遇をめぐって、独自の国家補償を求める社会運動を行っていた。この社会運動を通じて、日本へ帰還した人たちは新たに位置づけられ、この新たな位置性——引揚者<sup>7)</sup>——をめぐって、彼らのアイデンティティが構築されていったのである。この社会運動は後にまた触れるが、ここではとりあえず引揚事業を法的に根拠づける未帰還者の法律について確認しておきたい。

未帰還者に関する法律「未帰還者留守家族援護法」(以下援護法)が始めて公布されたのは、後期集団引揚が始まってからの1953年8月1日であった。「未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任において」、「その留守家族に対して手当てを支給するとともに」、「未帰還者が帰還した場合において帰郷旅費の支給等を行い」、「もってこれらの者を援護すること」という目的から明らかなように、同法は留守家族に重心を置いている。同法が成立した背景に留守家族団体の社会運動があったことを考えれば、これは当然のことであろう。一方の国家側から見れば、国内安定と国民統合ための政策であったのだ。

この法律によって、未帰還者は「日本国籍を有する者で未復員者や拘禁を受ける戦犯のほか、「昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、まだ帰還していないもの」と定義されている。なお「自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、自己の意思により本邦に在った者」は未帰還者ではない。この規定に従えば、集団引揚の援護対象は「日本国民とその同伴する外国籍妻、日本国民の父又は母に同伴する二十歳未満の子で配偶者のないもの、もと日本国籍を有した者(朝鮮人、台湾人を除く)とその子供」に限定される。元日本国籍であった朝鮮人と台湾人が排除されたのは、戦後の国民統合政策と大きく関係している。

日本政府は主権回復直前の1952年4月19日、通達(民事甲第四三八号法務府民事

局長通達)をもって「朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住する者を含めてすべて日本の国籍を喪失する」ことを宣言した。ここで境界線変更の論理が強調されているが、通達の中で「もと内地人であった者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台湾人であって、条約発効とともに日本の国籍を喪失」するとあるように、戦後の日本政府の国民統合政策は主に戸籍制度——内地戸籍と外地戸籍——によって実践されていた。このような戸籍制度による包摂と排除を通じて、戦後の日本社会に単一民族神話——「日本人」=「日本民族」=「日本国民」——が想像されていったのである。それはまさしく、対外的にも対内的にも「日本人」を創造することであり、従来の戸籍と国籍の二層構造による国民化政策を踏襲したものであった。戦後になって施行された諸戦後補償政策から外地籍の人々が排除されていったのも、同様の論理が用いられた。このように、戸籍制度が戦後の日本の国民統合の中で大きな役割を果たしていた。それは日本国内のみならず、海外からの帰還対象者をめぐる選別にも及んでいる。

### 3. 「中国残留日本人」の排除と国籍・戸籍

未帰還者は、消息がある程度把握されている者と行方不明者に大きく分けられる。集団引揚の後期になると、日本社会では前者よりも後者のほうが問題視されていた。当初の行方不明者に関する処理は主に2つの方法に拠っていた。1つは利害関係者(留守家族)の請求による失踪宣告の方法(民法第30条)で、もう1つは次の回答のように、調査担当官庁による死亡報告の方法(戸籍法第89条)であった。

元満洲国の国籍謄本を資料として、監督法務局長の許可を得て市町村長が職権により死亡の記載をして差し支えないとされた事例

(昭32.9.6民(二)発370号回答)(法務省1987:237)

このような措置が執られた背景には、1957年6月1日に出された法務省令第217条により順次新戸籍法に基づく戸籍簿への改製が始まっていたことが挙げられる。新たな戸籍編製作業は戦後の国民統合政策の一環であり、国民を社会統合していくための基礎的な作業であった。この国民統合政策と引揚者らの社会運動は相互影響しあうだけではなく、それによって個々人の位置性が規定されていく。

当時の引揚者、特に未帰還者留守家族の運動目標は、他の戦争被害者と異なる損害(敗戦によって引揚せざるを得なかったことで失われた資産をめぐる補償であり、留守家族への支援と未帰還者対策の充実)であった。この社会運動によって、未帰還者

政策の根拠である民法30条の7年間期限が過ぎようとする間に援護法が成立した<sup>9)</sup>。社会運動によって政策が転換されていくのは、1972年以後の中国帰国者をめぐる社会運動にも見られる。このような社会運動を通じて、旧満洲から（集団）引揚げてきた人々の日本国民——引揚者——としての意識、かつての満洲へのノスタルジ的な気分が醸成・強化され、集合的記憶として表象されていったのである。

1950年代の留守家族団体の社会運動と未帰還者の国籍・戸籍をめぐる政策とは密接な関係を持っている。未帰還者援護法は「施行後九年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認めるに足る資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しな」くなる（第十三条）と決められていたため、後期集団引揚の後半に入ると、留守家族団体の運動は援護法の実質的期限満了時期1959年7月31日に向けて、行方不明者の究明と留守家族への援護の充実及びその期間延長が目標となっていた。このような要請に対して、日本政府が考案したのは死亡処理に基づく「死亡推定法案」であった。

1957年11月10日、留守家族団体に伝えられた同法案は「殺人法」として留守家族らに猛反対された。反対意見の中で、「戸籍抹消をしてしまうならばその後の調査を要求すること」ができなくなってしまうのかという留守家族らの憂慮があった。当初の政府案でも、死亡処理が戸籍面に及ぶかどうかは決められていなかった。留守家族の反対意見に対して、政府関係者が「戸籍まで消してしまうなら殺人法といえるかもしれないが、それは今後の問題だ」と説明していた。にもかかわらず、1959年の「未帰還者特別措置法」（以下特別措置法）では、死亡宣告にともなって戸籍は抹消されると定められた。このような留守家族の同意の上、留守家族にかわって厚生大臣（実際はその委任を受けた都道府県知事）から死亡宣告を申請する措置を取った同法は、以前の二方法の折衷案であったといえよう。しかし、それは明らかに留守家族が「情において忍びがたい」心情から失踪申請に戸惑っているのを見兼ねて講じられた政策であった。留守家族の意に沿っているとされるが、それは正当化のための口実にほかならない。実際、法律制定の背後には、既述のような国民統合政策やそれをめぐる留守家族団体と政府との交渉が強く影響しており、国内安定が最重要課題とされているのであった。

特別措置法の施行によって、日本人孤児らを含めて行方不明とされた者の多くが死亡宣告された。また現地の人と結婚した日本人女性等に対しては、自己意思残留認定をすることによって、彼（女）らを援護対象から除外していった。前者が死亡宣告にともなって戸籍抹消され排除されていったのに対し、後者の場合はより複雑である。これまで、中国人と結婚した残留婦人は婚姻関係の成立によって日本国籍を喪失し、排除されたと解釈されてきた。しかし、果たしてそれほど単純なことなのだろうか。

まず、国籍喪失の法的根拠から検討してみよう。1950年までの旧国籍法では「日本

人が外国人の妻と為り夫の国籍を取得したときは日本の国籍を失う」と、それ以後の新国籍法では「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」と定められていた。これに従えば、1950年までに外国人と結婚した日本人女性は夫の国籍を取得しない限り、日本国籍を喪失しない。既に触れた通り、日本の敗戦後、中国人と結婚した日本人女性の国籍取得は申請許可制を採用していただけでなく、日本人の申請を暫定的に停止していた。このように、中国人との婚姻関係が成立したとしても、日本国籍の喪失に直結するものではない。一方、1950年以後は「自己の志望」によって外国籍を取得した場合に日本国籍を喪失する。しかし、1957年9月16日、日本政府は「日本人が中共の国籍を取得しても、日本の国籍は離脱できない」（民事甲1749号回答）（法務省1987:237）という方針を発表した。このような方針を採ったのは、1つにサンフランシスコ条約以後、日本政府が新中国政府を正式に承認しなかったからであり、もう1つに国籍取得が「中国当局の逮捕を恐れて」（民事甲1748号回答）（法務省1987:236）の危険回避ための手段だと捉えたからである。

以上のような法的根拠から言えば、中国人との婚姻関係が成立したとしても、直ちに日本国籍を喪失することにならない。しかし、1956年12月5日の民事甲2746号回答では「旧国籍法当時中国本土人と婚姻した日本人女は日本の国籍を失う」（法務省1987:223）と定められ、実際適用されていた。

元日本人甲女につき中国人乙男と昭和21年に中国方式による婚姻証明書の提出があったとして婚姻及びそれを原因とする国籍喪失により除籍の記載がなされているところ、婚姻成立の日是中国方式により証人立会の下に公開の儀式を挙行した昭和30年12月25日と解すべきであるとして関連戸籍を訂正する旨の審判がなされ、戸籍訂正申請があったときは受理する。

（昭41.12.5民事甲3312号回答）（法務省1987:227）

これは日本政府が承認している中華民国国籍法に準じているとされるが、しかし、既述のように、当時の中華民国は日本人の国籍取得に申請許可制を採用しており、申請手続きを暫定的に停止していたことからして、この解釈は必ずしも適切ではない。

このような措置が採られたのは、1つには前年12月の中国人夫入国問題と関連して、日本人女性の入国を管理したいためであったと言えよう。もう1つは、日本帝国時に朝鮮と結婚した日本人女性と同様に、婚姻関係による戸籍の除籍（戸籍法23条）が適用されたからである。既に触れた通達（民事甲第四三八号法務府民事局長通達）で、内地人であっても婚姻や養子縁組等の関係で内地戸籍から除籍される場合は日本国籍を喪失すると定められていたように、この論理は中国人と結婚した日本人女性にも適用されたのだ。その後の新戸籍編製作業が彼女らの戸籍処理（除籍）にさらに拍

車をかけた。そして、特別措置法が施行されてからは、自己意思残留認定も積極的に行われていった。自己意思残留認定の基準は、上述したような日本国籍離脱を認めない理由と同様で、中国で危険性があるかどうかであった。極端な例には、留守家族等との通信の中で「幸せに暮らしている」という文言があるだけで、自己意思残留認定された人さえいる<sup>9)</sup>。これに加え、戦後の日本社会に存在する「満妻」「満妾」等の帝国意識的な差別的まなざしによって、彼女らをめぐる排除は一層容易にされている。

以上のように、今日のいう残留日本人らは、戸籍の抹消や除籍を通じて死亡宣告／自己意思残留が認定され、排除されていった。これらの作業は戦後の日本という社会空間で行われ、それは同時に「日本国民」の想像過程でもあった。

#### 4. 日中国交正常化と「中国残留日本人」の形成

1972年の日中国交正常化は中国に取り残された日本人をめぐる政策の転換点であり、残留日本人や中国帰国者の形成の突出点であった。

日中国交正常化までの間、個別に引揚が行われていた。日本政府が戸すなわち家族単位を通じて未帰還者をめぐる国民統合政策を講じていたため、帰国希望者は留守家族を介して戸籍（国籍）の承認と国費帰国手続きを申請しなければならなかった。しかし、前章で述べたような対内的な日本人想像過程の中、多くの残留日本人の戸籍は既に抹消或いは除籍されていた。そのため、帰国希望者は諸手続きを申請する上で、留守家族の同意が必要不可欠であった。残留日本人の問題が国家責任ではなく家族レベルにしばしば帰責される背後には、このような統合政策の論理が機能していたのだ。しかし、日中国交正常化や社会運動を通じて、このような統合政策は転換を促されていく。社会運動や政策の変遷は既に別稿で論じたので、ここでは割愛して、このような状況下で形成された残留日本人の名称とその範疇画定について概観しておきたい。

人々は名づけられることによって始めて社会的な存在として認識される。その意味において、記号としての名称は重要な役割を果たす。残留日本人という名称は日中国交正常化以降、日本社会で形成されたものである。名前に「中国」が付けられたのは日中国交回復にともなって中国を承認したからだ。この命名を通じて、残留日本人らの社会的位置性や物語が構築され、引揚者との境界線が引かれていったのである。

1981年の訪日調査の開始にともなって「中国残留日本人孤児」「中国残留孤児」という名称が形成・流通されるようになり、それらが法的援護対象として画定されることによって法的・社会的に位置づけられていった。訪日調査の開始に際して、その援護対象としての残留孤児は次のように選定された。

① 戸籍の有無にかかわらず、日本人を両親として出生したものであること。

- ② 中国東北地区などにおいて、昭和20年8月9日（ソ連参戦の日）以降の混乱により、保護者と生別又は死別したものであること。
- ③ 当時の年齢が概ね13歳未満であること。
- ④ 本人が自己の身元を知らない者であること。
- ⑤ 当時から引き続き中国に残留し、成長した者であること。

(厚生省 1987: 17)

なお、この範疇は訪日調査の開始時から決められていたのではなく、1987年の公的刊行物によって初めて公示されたものである。当初の孤児の範疇は「昭和20年8月9日の日ソ開戦後の混乱により父母等と生別又は死別した幼少年者のうち、身元を知らないため肉親と連絡することができないまま現地に残留している者」と身元を知らない幼少年者に限定すると曖昧に決められていた。家族単位に未帰還者を援護する当時の体制からして、身元を知る人たちはあくまでも家族次元の問題であると捉えられていた。そのため、身元を知る者は訪日調査の支援対象から排除されたのである。

また、当初年齢基準が設けられていなかったのに対し、上の定義では13歳という選定基準が設けられた。この選定基準は1959年以後の自己意思残留認定と関係している。既に触れたように、自己意思残留認定は留守家族と連絡の取れる人を中心に、その通信内容によって行われた。当時の状況からして、留守家族と連絡が取れる人は限られており、そのほとんどが20歳以上の成人であると思われる。この潜在的基準は訪日調査の開始によって顕在化し、援護法が施行された1953年から逆算して、1945年の時点で13歳以上の人が訪日調査の支援対象から排除されたのである。その背景には、厚生省がかつて促進した自己意思残留認定を「正当化」しようとする論理が込められている。このようにして排除された人の殆どが中国人と結婚した日本人女性であるため、「中国残留婦人」と名づけられ、1980年代後半の救済対象の中心を占めるようになった。

以上のように、残留日本人に関する諸名称は救済の社会運動から生まれ分節したものであり、法の選別・承認によって更に正当化されていった。マスメディアの効果もあって、1980年代に入ってから、1970年代後半の「中国に残留する日本人」といった表現が「中国残留日本人」「中国残留日本人孤児」「中国残留婦人」に略された。このように形成された「中国残留日本人」カテゴリーやそのサブカテゴリーとしての残留孤児と残留婦人は、1994年に施行された「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（以下自立支援法）において「中国残留邦人等」と総称されるようになった<sup>10)</sup>。同法律は目的として、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、これらのものの円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うこと、をあげ

ている。これからもわかるように、これらの名称にまつわる戦争被害者的な物語が強化された。

残留日本人の物語は、戦争被害者のほか棄民という物語も存在していた。社会運動においては、政府を動かすのに後者の方が重要な役割を果たした。しかし、両者の違いは責任主体を国家（或は当時の関東軍）に求めることしかなく、両者とも敗戦直後の混乱を問題にしている。そのため、救済パラダイムの中で両者は常に戦争犠牲者的な物語という最大公約数で交叉し、妥協している。さらにここで注目すべきなのは、残留日本人らの中国での「居住」が「余儀なくされた」と捉えられていることである。これは日本政府の一貫した支援・選別論理——中国での居住が強制的であり危機回避であること——にほかならない。このような法によって、戦争犠牲者や強制的ないし危機回避といった物語性が当事者らに求められていく。法の中に位置づけられる人たちは常にこれを意識して自らの物語を構築しなければならない。なぜなら、法の救済を得るには、法が求める物語性を満たさなければならないからである。

## 5. 「中国帰国者」の国籍と永住・定住

日中国交正常化に伴って、中国の法律が、準拠法として承認されたため、従来の戸籍による処理は国籍にまで及ぶようになった。二重国籍を認めない両国の法律に準じれば、残留日本人らはどちらかの国籍しか選択できない。このような状況に際し、日本政府は自己意思で中国国籍を取得した人の日本国籍の喪失時期を国交正常化の1972年9月29日（昭49.10.11 民五5623号回答）（法務省1987:239）に定めた。この取り扱いによって、個々の意思が問われることなく、多くの残留日本人が日本国籍を喪失し、日本への永住帰国が一層難しくなったのである。

当初、永住帰国するのに、留守家族の同意と戸籍の確認が必須であった。その後、民間団体の就籍運動によって、留守家族の同意がなくても、国籍の確認さえできたら永住帰国が可能となった。しかし、その中でも中国国籍のまま永住帰国し、外国人扱いにされ、その後帰化手続きによって日本国籍を再取得する例もある。だが、帰化で日本国籍を取得した場合は、年金や他の社会福祉政策の面で不利益を被ってしまう<sup>11)</sup>。そのため、中国国籍の取得は自己意思によるものではないことを主張して、就籍裁判（国籍回復裁判）を求める例が多く生じた。自己意思に拠らないというのは、3で述べたような日本政府が中国国籍取得を認めず、日本国籍の離脱を承認しない方針に準じ、中国国籍の取得が強制的か危機回避のためであったことを証明することである。そのために、自分がいかなる危機的状況に陥られていたかを立証する必要がある。状況的危機をうまく証明できなければ、就籍は不許可となる。その極端な例として、残留孤児の場合、幼少時代「近所の子供にいじめられた記憶がない」（竹川

2003: 303) という理由だけで、不許可になった人さえいる。この例からわかるように、法的取扱いによって、残留日本人らは自立支援法で示されるような物語を要求されるのである。その物語は構築されたものであり、それ自体にポリスティクスを孕んでいることを確認しておく必要がある。以下は就籍裁判の場のみならず、社会・言説空間でもよく見られる残留日本人をめぐる象徴的な物語の一例として——「童養媳（トンヤンシー）」——を取り上げてみたい。

「童養媳」は女性の残留孤児に見られる物語であり、日本人女性が買われていく過程を中心にした物語である。その背景として語られるのは主に中国人男性の経済的貧困による嫁不足や労働力の問題であった。しかし、「童養媳」は男性側の家が成人した女を娶るに要する高額の対価を回避して家族労働力を増やすためだけではなく、女性側の家の娘の養育負担を免れようとする理由も同時に存在しているから成立するのである。しかし、それが問われないのは、本来問われるべき内部問題が外部へと転化されていたからである。つまり1980年代後半に語られる残留婦人の「売られる」物語では、家庭レベルでの解釈がなされたものの、国家権力の関与は問われたと言い難い。

このほか、就籍裁判の主な認定理由として、日本に関する記憶（大阪家裁 昭54.1.27 審判）、中国が発行した証明書（東京家裁 昭57.5.31 審判）および中国での生活状況と処遇（東京家裁 昭60.7.29 審判）、逃避行の記憶（横浜地裁 昭60.11.18 審判）（法務省1987: 240-241）、日本の残留孤児名簿の記載などがある。多くの肉親未判明残留孤児がこの就籍によって日本国籍を取得（確認）し、日本へ永住帰国した。

次に、残留日本人の子である中国帰国者2世の国籍について考えてみたい。日中国交が回復するまで、2世の国籍に関する唯一の言及は1954年11月3日の日本三団体と中国紅十字会との間に交わされた「帰還に関する懇談の覚書」においてであった。これによれば、2世は16歳までに中国国籍を保有し、それ以降は本人の意思によって国籍を選択し、日本へ帰還することも可能である。しかし、この覚書に関する議論はその後行われていない。そのため、日本国籍を保持し続けた残留孤児同士の間で生ま

表1 2世の日本国籍継承の有無

	婚姻関係		成立	不成立	
				母親の認知	父親の認知
1	日本人男	中国人女	○	×	○
2	日本人女	中国人男	×	○	×
3	日本人男	日本人女	○	○	

○=日本国籍継承有り ×=日本国籍継承なし

1と2は日本人と中国人との国際結婚であり、3は残留孤児同士の結婚である。

(奥田(1999: 177)を参照して作成)

れた少数の2世（表1の3）を除けば、中国で生まれた2世のほとんどが中国国籍を保有していた。なお、日本国籍の有無の可能性に関して、血統主義や父系主義を取っている日本国籍法において、1972年までの間、残留日本人の性別と婚姻関係の有無によって、その状況は表1のようになる。

この表は1世の日本国籍保持を前提にしている。しかし、国交正常化後、親が日本国籍を喪失する場合が生じてくるため、2世の日本国籍を継承する可能性も変わってくる。つまり、その親が日本国籍を喪失した場合、それ以後に生まれた2世は日本国籍を継承できなくなるのである。より複雑なのは、1世が女性の日本国籍保持者の場合、1985年の改正国籍法によって父系主義から両系主義に変わり、それ以後に生まれた2世は日本国籍を継承することが始めて可能となる。そして、それまでの父系主義においても、1984年の「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」（法律第45号）によれば、1965年1月1日から1984年12月31日までの間に生まれた2世であれば、法務大臣への届出によって日本国籍を取得することが可能である。

留守家族が未判明で、或いは留守家族に拒否された残留日本人が日本へ永住帰国するのに、自らの国籍と戸籍を確認する必要があったのに対し、2世の場合はその親が死去した場合のみ、就籍制度を利用する。これは少数であったと推測できる。多くの2世及びその子孫を含めて、その親の帰国後に呼び寄せという制度を使って日本へ定住することが可能であった。親の永住帰国と同伴できるのは原則として20歳未満の未婚の子に限られていた。なお、1997年に、この制度が改善され、56歳以上の残留日本人が既婚家族一世帯と同伴帰国できるようになった。

以上のような法的変遷を経て、今日までに約10万人の中国帰国者が日本へ永住・定住し、生活している。その国際的な移動はさまざまな影響をもたらしている。

## 6. おわりに—「中国帰国者」の国際移動と国民国家・地域社会

日本社会で生活する中国帰国者の数は1980年代以降に来日したニューカマーの中国人約35万人の3割弱にも及ぶ。法律や行政上では日本人ないし日系人として取り扱われ、その日常生活での習慣や言語などの文化的実践が中国的であるため、その存在はこれまで曖昧に認識されてきた。だが、このようなナショナリズムとエスニシティが乖離する境界に位置づけられるがゆえに、中国帰国者の問われるべき存在意義があるのではなかろうか。

本稿は戦後の日本という空間で想像されるナショナリズムをめぐる包摂と排除の分岐によって形成された残留日本人と中国帰国者の法的地位の変遷を辿ってきた。日中国交正常化を境に、それまでの戸籍を主とする未帰還者政策は国籍も問われるようになり、政府の政策転換を促す社会運動も活発に行われるようになった。その中で「中

国残留日本人」という名称が形成され、カテゴリー化されていったのである。それに対する法的な承認によって意味づけられ、物語が構築され再生産されてきた。その背後には一貫して国民統合政策が存在している。それによって求められる残留日本人の物語は、国民統合政策の目標とされるナショナル・アイデンティティを構築するための「祖国をめぐる語り」<sup>23</sup>へと回収されていったのだ。こういった物語はさまざまなポジション——行政、引揚者、戦争被害者等——の関係性の中で構築され、殊に法的地位を剥奪されたがゆえに、政治的主体になるために表象されていった。このように、ある特定のナショナルな社会・制度的構造によって構築される物語は断片的でしかなく、そのような物語を構築する非対称的な関係に孕まれるポリスティクスのものに細心の注意を払い、脱構築を試み、そこからこぼれ落ちる（無意味だと思われがちの）語りにも耳を向ける必要がある。この方法に依って、我々は特定のナショナリズムに束縛されずに、中国帰国者の越境する生活世界に漸近していけるのである。本稿の結びに、中国帰国者の国際的移動とその影響について若干触れておきたい。

1970年代後半に来日するようになったインドシナ難民は国民年金の国籍条項撤廃を実現させた「黒船」であった（田中宏 1995）と言われるが、中国帰国者はそれ以前から日本にやってきたもう1つの「黒船」であった。中国帰国者の日本での永住・定住の増加に対して、ある政府官僚が“一気に大勢やってきても困る”と語ったように、その影響力の大きさは明らかである。その影響が顕著に現れたのは1991年の入管法改正の際であった。同法の改正は第1に「中国残留日本人孤児・婦人」及びその二世・三世や、フィリピン等の日系人及びその家族」を念頭において考案された（梶田 1999: 152）という。その背景には、厚生省ルートでの残留日本人の永住帰国とその2・3世の呼び寄せの急激な増加があったからであろう。これらの人々をどのようにして統合していくかが、切実な問題として顕在化したのであった。この法改正によって、中国帰国者2・3世に定住者という資格が与えられ、日本社会へ統合されていった。一方、1990年代以後の中国国内では急激な経済発展に伴って増大する経済格差などがプッシュ要因として、中国帰国者の国際的移動に拍車をかけた。また法改正の意図せざる結果として、ブラジルやペルー等の南米諸国からの日系人の流入が急増し（梶田 1999: 146）、日本のエスニック・マップに変化をもたらし、国境の多孔化（平野 2006: 13-15）を一層促進したのである。

国境の多孔化は、中国帰国者の国際移動の活発化にともなって日中間に新たな人的流動通路が作られたのを見ても明らかである。その1つに2・3世の婚約者の呼び寄せと親族の肉親訪問がある。また、日本の農村部などで見られる嫁不足問題の解決策として、中国帰国者を通じて、中国から嫁が紹介されるケースや、中国帰国者を通じた留学や就労等の事例も多く見られる。このような中国帰国者をネットワークとした国際的な人的移動は、中国の地域社会にも大きな影響を及ぼしている。その例として、

多くの残留日本人が集住し、中国国内で唯一の日本人公墓が建立されている中国黒龍江省ハルビン方正県を挙げてみたい<sup>13)</sup>。同県総人口約 21 万人のうち 4 万人強が日本に永住・定住した。その殆どが中国帰国者であるか、中国帰国者を通じて来日したと言われている。中国では方正県が「僑郷」と呼ばれ、県政府は海外（その殆どが日本）に居住する同県出身者の投資誘致や老人ホーム等の施設を揃えた「僑郷」村の建設さえ計画されている。実際、同県で投資し会社を経営する 2 世や、日本で定年退職を迎えてから同県で老後を送る 2 世もいる。街中の日本語学校や日本関係の看板の多さからも分かるように、地域社会に与えた影響は顕著である。

中国帰国者は日本の地域社会にも影響を与えている。インドシナ難民が定住促進センターといった特別な施設に収容され、日本社会との接点が限定されていたのに対し、1972 年以後に日本に永住帰国した中国帰国者はそのまま日本社会・地域へと入った。1980 年代以後、中国帰国者の定住促進センター等も設立されたが、短期間の入所の後、彼（女）らは日本各地の公営住宅を中心に配置されていった。中国帰国者らが日本社会・地域に持ち込んだのは間違いなく中国的文化であった。初期の中国帰国者はその留守家族によって受け入れられ、日本文化への同化志向が強い中でその影響力は小さかったが、1980 年代以後になってからはその影響力が徐々に顕在化したのである。このように考えると、中国帰国者は地域社会の国際化実践の端緒を開いた存在であったといえよう。

しかし、これは決して 1972 年以後の中国帰国者だけに言えることではない。それ以前の引揚者に対しても同様のことが言える。最もわかりやすいのは、餃子の例が挙げられる。今では恒例のように、毎年“東の宇都宮、西の浜松”の間で餃子の消費量を競うニュースがメディアに取り上げられている。両市の餃子の起源を問うて行けば、その何れも満洲からの引揚者にたどり着く。これまで、満洲の政治経済システムが戦後の日本に与えた影響に関する指摘はよく見られるが、地域社会における文化的影響に関してはまだ少ない。このような文化的記憶は家庭レベルでも見られる。たとえば、ある 30 歳弱の弁護士が 2003 年以後の残留日本人の国家賠償訴訟弁護団に参加し、残留孤児の小麦粉を捏ねて焼いた「餅（ピン）」を食べて、それが小さいとき祖父母が作ってくれたことを思い出した。その祖父母は満洲からの引揚者だったという。また、日本に引揚者として帰還したが、自分を「中国人」と位置づけようとする人もいる。このような記憶や現象は満洲移民と引揚者の記憶が画一的な「日本人」を前提にして論じられてきたため、これまで殆ど注目されなかった。しかし、日本社会の「多元化」を考える際、異文化として外国人だけに目を向けるのではなく、このような日本人自身の「多文化」化にも目を向けるべきである。そこから力関係に基づかない文化受容の可能性を探索していくことが可能ではなかろうか。

## 注

- 1) なお、行政関係では一般的に「中国残留邦人等」と呼んでいる。本稿では引用する場合を除き、「中国残留日本人」を用いる。
- 2) 国籍と戸籍制度に関しては嘉本（2001）、柏崎（2002）、近藤（2002）、佐藤（1984; 1988）、佐々木（2006）、西川（1995）などを参照。
- 3) 残留日本人の国籍や戸籍問題を紹介する書物は多く出版されている。たとえば、菅原（1998）、竹川（2003）などがある。また、中国残留日本人の国籍取得を支援する会（2000）などの運動もある。
- 4) 民籍制度以前に、満洲国に住む人々を管理するシステムとして指紋制度が存在していた（渡辺 1996）。民籍制度はさまざまな試行錯誤の結果であったといえよう。この制度自体が「満洲国人民」を証明し、それによって在満日本人に二重属性が付与されたのである（遠藤 2007）。
- 5) 留日華僑総会組織（1947）を参照。同様の処理方法は中国にいる朝鮮半島の人々に対しても定められていた。同書は、日本にいる華僑の国籍選択などの参考資料として翻訳されたことから、国籍制度が人々のアイデンティティに影響を与えていることが明らかである。
- 6) 残留婦人への聞き取りによる。
- 7) 簡単に図式化すれば、引揚者の位置性とはそれまでの植民的色彩の強い満洲移民という加害者的な位置から引揚者という被害者的な位置へ移行したものである。これは戦後の日本政府の統合政策の一環である。このような引揚者の集合的記憶に関しては浅野（2004）の興味深い論考がある。本稿を執筆するに当たって多くの引揚関係記録集を閲覧したが、中でも兵庫県民生部（1964）の藤岡重司の「引揚者という呼び名」が参考になった。
- 8) 留守家族団体の運動に関しては主に留守家族団体全国協議会（1959）の記録を参照。
- 9) 残留日本人の国家賠償訴訟の法廷弁論では、残留日本人が中国で「元気に暮らしている」のような文言だけで自己意思残留認定された例がよく見られる。その背後に、このような論理が働いていたことは本稿の考察を通して初めて明らかになった。
- 10) なお、行政文書では必ずしも「中国残留邦人等」という名前で統一しているわけではない。中国残留孤児、中国残留日本人孤児、中国帰国者、中国残留婦人等も使われている。
- 11) ある残留婦人の聞き取りから。なお、帰化によって不平等な扱いを受けることは今日でも話題になっている（信濃毎日新聞（2007年9月14日）を参照）。
- 12) 蘭（2007）は、残留日本人の語りが国家賠償訴訟運動を契機に「祖国に訴える語り」から「祖国を訴える語り」へと変化したと解釈している。しかし、これらの語りは何れも「祖国をめぐる語り」であり、その内容が変化したわけでもなく、「場の変化」であると解釈すべきであろう。異なる場の磁力によって、語りの目的や対象が変化しただけである。
- 13) 中国での調査（継続中）による。「僑郷」村の計画は、「方正と交流する会」の訪中団と一緒に方正県政府を表敬訪問したときに聞いた話である。

## 文献

浅野豊美

- 1999 「曇気楼に消えた独立—満州国の条約改正と国籍法」青木保・川本三郎・筒井清忠・御厨豊・山折哲雄編『日本人の自己認識』(近代日本文化論2) 199-230頁 岩波書店。
- 2004 「折りたたまれた帝国」細谷千博・入江昭・大芝亮編『記憶としてのパールハーバー』273-315頁 ミネルヴァ書房。

蘭 信三

2007 「中国『残留』日本人の記憶の語り」山本有造編『満洲 記憶と歴史』212-251頁 京都大学出版会。

遠藤正敬

2007 「『満洲国人民』の公証とは——在満『日本人』の「民籍」と「戸籍」による二重の属性」『日本政治研究』4(2): 48-85。

奥田安弘

1996 『家族と国籍——国際化の進む中で』有斐閣。

小熊英二

1998 「『日本人』の境界——沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで」新曜社。

柏崎千佳子

2002 「国籍のあり方——文化的多様性の承認に向けて」近藤敦編著『外国人の法的地位と人権擁護』193-223頁 明石書店。

鍛冶 致

2001 「『中国残留邦人』の形成と受入について——選別あるいは選抜という視点から」梶田孝道編『国際移民の新動向と外国人政策の課題——各国における現状と取り組み』271-294頁 東京入管の依頼による研究報告書。

梶田孝道

1999 「乖離するナショナリズムとエスニシティ——『日系人』における法的資格と社会学的現実との間」青井和夫・高橋徹・庄司興吉編『市民性の変容と地域・社会問題』139-165頁 粹出版社。

嘉本伊都子

2001 『国際結婚の誕生——〈文明国日本〉への道』新曜社。

厚生省援護局

1987 『中国残留孤児——これまでの足跡とこれからの道のり』ぎょうせい。

近藤敦編著

2002 『外国人の法的地位と人権擁護』明石書店。

2004 「『移民国家』化と家族呼び寄せの権利」『産業経営研究所報』36: 103-108 九州産業大学。

佐久間真澄

1997 『記録 満州国の消滅と在留邦人』のんぶる舎。

佐々木てる

2006 『日本の国籍制度とコリア系日本人』明石書店。

佐藤文明

1988 『戸籍うらがえ史考——戸籍・外登制度の歴史と天皇制支配の差別構造』明石書店。

ジェディズ・バドラー

1999 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』竹村和子訳、青土社。

菅原幸助

1998 『日本の国籍をください』三一書房。

竹川英幸

2003 『捨てられた。生き延びた。負けてたまるか！——戦争孤児の肉親捜し四半世紀のあゆみ』碧天舎。

田中 宏

1995 『在日外国人—法の壁, 心の溝』岩波書店。

1980 『日本のなかのアジア—留学生・在日朝鮮人・「難民」』大和書房。

中国残留孤児の国籍取得を支援する会

2000 『中国残留孤児国籍取得 1000 人達成の記録』。

西川長夫・松宮秀治編

1995 『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社。

引揚援護庁長官官房総務課記録係編

1950 『引揚援護の記録』引揚援護庁。

平野健一郎

2006 「国際移動時代のナショナリズムと文化」『インターカルチュラル』第4号 2-22 頁 アカデミア出版会。

兵庫県民生部援護課編集

1964 『兵庫県未帰還者引揚運動史』兵庫県民生部援護課。

法務省民事局第五課国籍実務研究会

1987 『国籍・帰化の実務相談 新版』日本加除出版株式会社。

法務省民事局法務研究会

1990 『実務戸籍法 改訂版』民事法務協会。

法務省民事局法務研究会

1994 『国籍実務解説 改訂』日本加除出版。

南 誠

2002 「戦後の『満洲移民』研究—民間団体による『中国残留日本人』の肉親捜し・帰国促進運動に関する考察」早稲田大学大学院(アジア・太平洋研究科)修士論文。

2005 「『中国残留日本人』の歴史的形成に関する一考察」『日中社会学研究』第13号 日中社会学会。

2006 「『中国帰国者』の表象をめぐる」庄司博史・金善美編『多民族日本のみせ方—特別展「多みんぞくニホン」をめぐる」(国立民族学博物館調査報告64) 199-210 頁 国立民族学博物館。

2007 「『中国残留日本人』の語られ方—記憶・表象するテレビ・ドキュメンタリー」山本有造編『満洲 記憶と歴史』252-290 頁 京都大学出版会。

印刷中「『中国帰国者』の歴史/社会的形成—国民, エスニシティ, コミュニティ」永野武編『日中社会学叢書2 エスニシティ』明石書店。

印刷中「想像される『中国残留日本人』—『国民』をめぐる包摂と排除」蘭信三編『中国残留孤児・婦人の生きられた世界』勉誠社。

山室信一

2004 『キメラ—満洲国の肖像 増補版』中央公論新社。

尹 健次

1997 『日本国民論—近代日本のアイデンティティ』筑摩書房。

留日華僑総会組織組編訳

1947 『中国国籍法規彙編』留日華僑総会。

留守家族団体全国協議会監修

1959 『奪われし愛と自由を—引揚促進 10 余年の記録』光和堂。

渡辺公三

1996 「指紋と国家—管理と差別の交差する場所」栗原彬編『日本社会の差別構造』201-218 頁 弘文堂。

